

景観アドバイザーからのメッセージ

佐賀市、小城市、嬉野市を中心に
景観や地域づくりのアドバイザーとして提言されている
後藤隆太郎さんにメッセージをいただきました。

佐賀らしい景観とはどの
ようなものですか？

佐賀に限ったことではありませんが、自然と人工とが上手く折り合う景観が佐賀らしいと思います。たとえば、平野部に広がる水路網は自然のように見えて、人の手が加わっていますし、焼き物の町では閉ざされた地形や人が採つた鉱物が、現在の町の景観に関わっています。手つかずの自然といふよりも、人と自然が対話しながら、ある時は戻しながら、ある時は残ってきたのだと思っています。

県内では、どのような景観の取り組みを進められていますか？

城下町・小城では、水路と生活に関わる景観を調査しています。小城のまちには、上流から下流へと民家の敷地内を伝つて流れ「中水路」が残っています。ところが、必ずしもそれ

らが活かされているとはいえない。こういった水路が、小城の魅力的な空間資源ということを再確認してもらおうと、地元の有志の方を対象に勉強会やまち歩きを重ね、研究室や建築士会の方々との共同で「まち歩き景観マップ」を作成しました。水路網に着目していることから、タイトルに「水の町小城」を加えています。景観を守り育てるのは、簡単ではありませんが、地区の人たちが意識を共有するきっかけになつたと思っています。

その他に興味を持っているのは、嬉野の石垣と茶畠をもつ谷沿いにある集落・富士町の山の中にいる赤瓦の町並みです。また以前から取り組んでいた低平地の集落や、佐賀の城下町と水路網などの調査研究はこれからも進めていきます。

美しい景観づくりを進め
ていくためのメッセージを
お願いします。

美しい景観づくりを進め
ていくためのメッセージを
お願いします。



屋外広告物の設置には許可が必要です

県では県民共有の財産である美しい景観をより良いものにして子どもたちに残すため、美しい景観づくりに取り組んでいます。

お店の看板などの屋外広告物は有益な情報提供の手段ですが、無秩序に設置されると、美しい景観を損なうほか、老朽化による倒壊などのおそれがあります。

そこで、佐賀県屋外広告物条例により、広告物を設置する場合には、許可が必要です。

正した条例の施行以前に適法に設置された屋外広告物についても、許可是必要です。お早めに許可申請をしていただけようお願ひします。

美しい景観づくりは、行政の取り組みだけでは達成できるものではありません。広告主の方々をはじめとした、県民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

要です。

「佐賀県屋外広告物条例」改正のポイント

県全域が規制の対象となりました

広告物を表示できない禁止区域以外は、自家用の規模などを除き、表示する際に全て許可が必要です。

新たに自家用広告物が規制対象となりました

自己の店舗や事業所などの敷地内に、店名や営業内容などを表示する自家用広告物については、小規模などを除き、知事の許可が必要です。

※佐賀市内では、「佐賀県屋外広告物条例」が適用されます。

許可申請の受付窓口は最寄りの土木事務所となっています
(佐賀市、武雄市の区域については、各市役所が受付窓口です)

発行／佐賀県 県土づくり本部 まちづくり推進課 景観担当

〒840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号(県庁新行政棟8階)

TEL0952-25-7326 FAX0952-25-7314

メールアドレス machidukuri@pref.saga.lg.jp



http://www.pref.saga.lg.jp

美しきさが
佐賀県景観情報誌 vol.8
平成25年3月発行

【特集】

浜野浦の棚田

【季節ごとに移り変わる風景 浜野浦の棚田】—佐賀県東松浦郡玄海町—

浜野浦川によって形成された浸食谷に、昔々と築かれてきた棚田。菜の花に彩られる季節も美しい。



佐賀県
景観情報誌
vol.8

佐賀県
<http://www.pref.saga.lg.jp/>

